

## 第25回世田谷区農業委員会総会

日：令和7年8月28日（木）

場所：区役所東棟9階第5委員会室

## 第25回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和7年8月28日（木）午後3時から

開催場所：区役所東棟9階第5委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、植松智、井出孝行、苅部嘉也、後藤宏、高橋哲也、清水希悦、細井誠一、長島丈、高橋拓司、高橋光正、森安一、本橋延隆、池田鏡一、高橋弘行、阿久津皇

欠席の委員：矢藤茂、高橋哲也、吉村喜代隆、真鍋よしゆき

出席の職員：事務長 梅原文 事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 下田亮太、主事 鎌田瑞生

## 会議次第

### 1. 開会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議事録署名委員の指名

### 4. 議案の審議

#### (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

- ・農地法第3条について

【該当無し】

#### (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について

- ・農地法第4条について
- ・農地法第5条について

#### (3) 第3号議案 その他の事項について

- ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- ・都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について
- ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定の申し出について

### 5. 協議事項

#### (1) 令和7年10月の総会日程（案）について

#### (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について

#### (3) 一般社団法人東京都農業会議『第65回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について

### 6. 報告事項

#### (1) 内田農業振興会令和7年度『農業功労者表彰』候補者の推薦について

【該当者無し】

#### (2) 令和7年度農地管理推進月間について

#### (3) ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催について

### 7. その他

### 8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第25回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo. 1、No. 2となります。続きまして、第3号議案の資料がNo. 3、No. 4、No. 5、No. 6となります。協議事項の資料はNo. 7、No. 8、No. 9です。そして、報告事項の資料がNo. 10、No. 11となります。また、当日配付資料といたしまして、都市農業PR大蔵大根キャラクター名称の選定について（ご報告）、そして、東京都農業会議情報をお配りしております。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶より始めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 （会長挨拶）

議事に入る前に、本日は高橋哲也委員、吉村喜代隆委員、真鍋よしゆき委員、そして矢藤茂委員が欠席となりましたが、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、植松智委員、森安一委員にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が4件、第5条が1件となっております。

事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、農地法第4条、第5条について改めて説明をさせていただきます。

農地を住宅等にする場合には農地法第4条の手続、農地を農地以外のものにする場合で所有者の変更を伴う場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No. 1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号7-4-3。(事務局より、申請内容について説明)

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号7-4-4。(事務局より、申請内容について説明)

次に、資料No.1-3をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号7-4-5。(事務局より、申請内容について説明)

資料No.1-4をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号7-4-6。(事務局より、申請内容について説明)

続きまして、資料No.2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号7-5-4。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

次に、(3)第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が4件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が1件、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請が1件、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画認定の申出1件について審議いたします。

初めに、引き続き農業経営を行っている旨の証明願4件について審議いたします。

1件目、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました長島丈委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○長島委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員は本日欠席されておりますので、調査結果の報告を事務局からお願いいたします。

○事務局 (委員からの調査報告を事務局が代読)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員は本日欠席されておりますので、調査結果の報告を事務局からお願いいたします。

○事務局 (委員からの調査報告を事務局が代読)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審議は終了いたします。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がございますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、その証明を出す際に、主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員会が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことの確認を行っております。

それでは、資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をよろしくお願ひいたします。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の審議は終わります。

続きまして、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請1件について審議いたします。

事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付は、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるよう農地法の特例を定めた法律で、平成元年に成立しております。今回は、企業が区内の農家の方から農地を借り受けて開設する市民農園についての申請となります。

資料No.5をご覧ください。第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました荻部嘉也委員、調査結果の報告をお願ひいたします。

○荻部委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認することといたします。

以上で、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についての審議は終わります。

続きまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定の申し出1件についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 都市農地の貸借の円滑化法では、ただいまご審議いただきました市民農園の開設と借受人が自ら耕作の事業の用に供するという形、相対での契約がございます。本件は相対により借り受ける計画の審査依頼となります。

それでは、資料No.6をご覧ください。第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画認定の申し出について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認とさせていただきます。

以上で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出の審議は終わります。

これをもちまして、次第4の議案の審議は終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和7年10月の総会日程（案）について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.7、令和7年10月の総会日程（案）についてをご覧ください。

次回9月の総会につきましては、9月29日月曜日午後4時から、三茶しゃれなあどホール6階スワン・ビーナスでの開催が決定しております。

令和7年10月の開催日時につきましては、10月31日金曜日午後3時から、区役所東棟9階委員会室、こちらの場所での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、総会日程（案）については原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、原案どおりと決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.8、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧ください。本件3件は、主たる従事者の死亡による買取り申出となります。8月1日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

おのおのご案内図は、3件とも裏面に記載をさせていただいております。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

続きまして、(3)一般社団法人東京都農業会議『第65回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.9をご覧ください。一般社団法人東京都農業会議『第65回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について説明をいたします。

まず、本件の概要について説明をさせていただきます。

一般社団法人東京都農業会議では、地域に即応した生活環境を整備し、近代的な技術を基に、創意工夫とたゆまぬ努力によって企業的経営を確立している先進経営者を顕彰することにより、経営発展を目指す農業者の具体的な目標とすることで東京農業の発展に資することを目的として、本顕彰事業を設けております。各JAに推薦いただいた候補者について、最終的に農業委員会が推薦するものでございます。

推薦基準といたしましては、過去7年以上都内農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること、また年間農業収入が概ね500万円以上で、かつ農業部門での利益が生じていること等が要件として挙げられます。

なお、今回推薦のあった候補者につきましては、本日の総会で承認をいただければ、今後行われます書類選考、現地調査、審査会を経て受賞者として決定され、来年2月18日に実施されます東京都農業委員会・農業者大会において表彰される予定となっております。

今回、各JAにご協力いただく中、JA〇〇管内から〇〇〇〇さんをご推薦いただいているところでございます。

推薦内容につきましては、別紙にてご確認をいただければと思います。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、企業的農業経営顕彰候補者の推薦については、案のとおりで推薦することよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりで決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 報告事項の1つ目は、内田農業振興会令和7年度『農業功労者表彰』候補者の推薦についてとなります。

本件につきましては、公益財団法人内田農業振興会から各JA宛てに推薦依頼がなされたものであり、最終的にJA及び農業委員会会長の連名で推薦するものでございます。

推薦基準につきましては、2つございまして、1つ目が農業の発展または振興に功労のあった方、2つ目が農業後継者の育成に功労のあった方というように規定されております。今年度は、JA東京中央、JA世田谷目黒ともに推薦候補なしとご報告をいただいております。

続きまして、資料No. 10、令和7年度農地管理推進月間についてとなります。

平成21年の農地法の改正により、農地の所有者は農地を適正に管理する責務が規定され、それに伴い、農地法第30条に基づく農地パトロールが法制化されております。世田谷区農業委員会では、例年9月1日から10月20日を農地管理推進月間として、農業委員の皆様へ農地パトロールをお願いしております。

調査の詳細につきましては、総会終了後に、担当者よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料No. 11でございます。ふれあい農園「リンゴもぎとり」の開催です。周知方法につきましては、9月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

事務局からの報告事項については、以上でございます。

○宍戸会長 報告事項(1)から(3)についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

次に、次第7、その他について、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 それでは、今ほどご案内させていただきましたとおり、農地パトロールの説明は閉会後に行わせていただきます。公募委員と区議会議員以外の委員の皆様、管轄をお持ちの皆様はご参加をお願いいたします。なお、ご希望がございましたら、公募委員、区議

会議員の委員の方もそのままお残りいただいても結構でございます。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 それでは、以上で予定の案件は全て終了いたしましたので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。よろしく願いいたします。

○浦野職務代理 （職務代理挨拶）

この議事録は、令和7年8月28日（木）開催の第25回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員